

# (案)

## 北区バリアフリー基本構想策定協議会 会議の公開に関すること

平成 27 年 9 月 30 日

第1 この内規は、北区バリアフリー基本構想策定のための協議会（以下「協議会」という。）の会議の公開に関し必要事項を定めるものとする。

第2 会議は、運営上支障がない限り公開とする。

第3 傍聴の受付は先着順とし、傍聴を希望する者は、所定の傍聴簿に自己の氏名及び住所を記入の上、所定の席で傍聴しなければならない。

第4 次の事項に該当する者は、傍聴席に立ち入ることができない。

- (1) カメラ・ビデオカメラ・録音機の類を携帯している者。
- (2) 酒気を帯びていると認められる者。
- (3) その他議事を妨害することを疑うに足りる事情が認められる者。

第5 傍聴人は次の行為を行ってはならない。

- (1) 私語、雑談または騒ぎ立てる等、議事の進行を妨げること。
- (2) カメラ・ビデオカメラ等での撮影及び録音をすること。
- (3) その他、会議に支障となる行為を行うこと。

2 会長は、前項に掲げる行為を行った傍聴人の退場を命じることができる。

第6 発言の要旨等は事務局でまとめ、北区ホームページ等で広く区民に周知することとする。